６／１２（木）の行事

報道発表資料の配付日時　　６月１０日（火）１５時００分

発　表　項　目 （行　事　名）	北海道薬物乱用防止指導員南空知地区協議会総会・研修会の開催について
概　　要	**ポイント** ■　南空知地区で薬物乱用防止の活動を行っている北海道薬物乱用防止指導員南空知地区協議会が総会を開催 ■　総会では、北海道薬物乱用防止連合協議会長表彰の伝達式を執り行うほか、月形刑務所職員による研修会を開催 ○　北海道薬物乱用防止指導員は、北海道知事の委嘱を受け、地域に密着した薬物乱用防止啓発活動を行っている者であり、全道各地に約 400 名いる。（任期３年） ○　各地区協議会は全道で 21 か所あり年１回総会を開催し、普及啓発活動計画等の協議を行うほか、薬物乱用防止活動に資する講師を招いて研修会を開催している。 ○　また、５月 29 日に開催された北海道薬物乱用防止指導員連合協議会総会において、南空知地区の薬物乱用防止活動に功績があった個人及び団体が連合協議会長表彰を受賞したため、併せて伝達式を執り行う。 １　日　時 令和７年(2025 年) ６月 12 日(木) 総会 14：10～　研修会 15：00～ ２　場　所 空知総合振興局５階 会議室 ３　内　容 （１）総　会 北海道薬物乱用防止連合協議会長表彰伝達式 （個人：清水 知行 様、団体：岩見沢はまなすライオンズクラブ 様） （２）研修会 講師　月形刑務所 矯正処遇部(教育) 教育専門官 長助澤 真(ちょうすけざわ　まこと) 様 標題「月形刑務所における薬物依存離脱指導と薬物乱用防止に係る地域への取組について」
参　　考	

報道（取材）に当たってのお願い	「薬物乱用は、自分にとっても社会にとっても大変なことになる。」ので、「どんなことがあっても使用しない。」ということを、多くの方に知っていただくために、本協議会の活動について積極的な報道をお願いします。
他のクラブとの関係	同時配付　（場所） 同時レク

担　　当 （連　絡　先）	空知総合振興局保健環境部企画総務課　　（担当者：林　康史） ＴＥＬ　ダイヤルイン　0126－20－0102　　内線　3621

北海道薬物乱用防止指導員南空知地区協議会会則

第１条　南空知地区における薬物乱用防止対策を地域に密着した啓発活動として総合的、かつ、有機的に推進し、もって住民の福祉向上と社会悪の追放に寄与するため、薬物乱用防止指導員南空知地区協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（構　成）

第２条　協議会は、南空知地区に居住する北海道薬物乱用防止指導員並びに別記関係団体をもって構成する。

なお、関係団体は、役員会において決定する。

（協議事項）

第３条　協議会の目的を達成するため、次の事項について連絡協議を行うものとする。

（１）関係係機関、団体との情報交換並びに連絡調整
（２）年間における普及啓発活動の計画立案
（３）年間における予算及び決算
（４）乱用防止に関する相談手法の検討
（５）啓発資料の配布、広報媒体の効果的活用
（６）啓発活動の事例発表、意見交換
（７）その他協議会の目的達成に必要な事項

（顧問及び参与）

第４条　協議会に顧問及び参与を置く。

２　顧問は市・町、市・町教育委員会、警察及び空知総合振興局保健環境部（岩見沢保健所）の所属長とする。

３　参与は市町、警察署及び空知総合振興局保健環境部（岩見沢保健所）の担当者とする。

（役　員）

第５条　協議会に次の役員を置く。

会　長　　１名
副会長　　３名
理　事　　若干名
監　事　　２名

２　役員は、協議会を構成する者から選出し、相互にこれを兼ねることはできない。

３　会長は、この協議会を代表し会務を統理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

５　理事は、会務を処理する。

６　監事は、会計を監査する。

（役員の任期）
第６条　役員の任期は３年とする。ただし、再任は妨げない。
２　役員に欠員を生じたときは、後任者が前任者の残任期間その任に当たるものとする。

（会　議）
第７条　協議会の会議は、総会及び役員会とする。
２　総会は、毎年度終了後２か月以内に開催し、第３条に掲げる事項について協議するものとする。
また、その他必要に応じて、会長が招集する。
３　役員会は、必要に応じて会長が招集する。

（会　計）
第８条　本会の経費は、次に掲げるものをもってこれに充てる。
（１）北海道薬物乱用防止指導員連合協議会からの助成金
（２）寄付金
（３）その他の収入

（会計年度）
第９条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事務局）
第10条　協議会の事務局は、会長宅に置く。
２　その他協議会の運営に関し必要な事項については、会長が定める。

付則　この会則は、昭和６２年２月２０日から施行する。
付則　昭和６３年　４月１５日　改正
付則　平成　２年　５月３０日　改正
付則　平成１０年　５月２６日　改正
付則　平成１３年　５月２９日　改正
付則　平成１６年　６月　７日　改正
付則　平成１７年　６月１０日　改正
付則　平成１８年　６月　６日　改正
付則　平成２２年　６月１１日　改正
付則　平成２４年　６月　７日　改正

（別記関係団体）

北海道薬剤師会南空知支部
北海道民生委員児童委員連盟空知支部
岩見沢市民生委員児童委員協議会
三笠市民生委員児童委員協議会
美唄市民生児童委員協議会連合会
夕張市民生児童委員協議会
岩見沢市社会福祉協議会
三笠市社会福祉協議会
美唄市社会福祉協議会
夕張市社会福祉協議会
岩見沢市地域子ども会育成会連合会
三笠市地域子ども会育成連絡協議会
月形町地域子ども会育成連絡協議会
美唄市子ども会育成連絡協議会
由仁町青少年育成協議会
南幌町子ども会育成連絡協議会
夕張市青少年育成協議会
びばい女性フォーラム
岩見沢地区防犯協会
三笠市防犯団体連合会
美唄市防犯協会
栗山地区防犯協会
夕張市防犯団体連合会
三笠市婦人団体連絡協議会
長沼町女性連絡協議会
南空知青年団体協議会
長沼町青少年育成町民会議
栗山町青少年育成会
岩見沢ＢＢＳ会
（Big Brothers and Sisters Movement）

〔２９団体〕